



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 救急医療機関の申出事項の変更……………
- ……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第千八百三十八号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年
 東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青
 少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定
 する。

平成二十八年十一月十一日

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行者	指定理由
四二二九	雑誌	ムীগコミックスピ イチシリーズ いなり少女 五八八一四一二〇 ロングランドジェイ有 限会社	著しく性的感 情を刺激する とともに著し く自殺又は犯 罪を誘発し、 青少年の健全 な成長を阻害 するおそれが ある。
四二三〇	同右	ムীগコミックスピ イチシリーズ べるハメ 五八八一四一二六 株式会社ジーウォーク	著しく性的感 情を刺激し、 青少年の健全 な成長を阻害 するおそれが ある。
四三三一	同右	ムীগコミックスピ イチシリーズ オシエテクダサイ。 五八八一四一二七 株式会社ジーウォーク	同右

東京都告示第千八百三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八
号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出
事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十一日

一 名称の変更	東京都知事	小 池	百合子
---------	-------	-----	-----

変更前	変更後	所在地	変更年月日
社会医療法	社会医療法	荒川区南千住八	平成二十八

人社団正志 人社団正志 丁目四番四号 年十月一日
 会東京リバ 会荒木記念
 ーサイド病 東京リバー
 院 サイド病院

東京都告示第千八百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

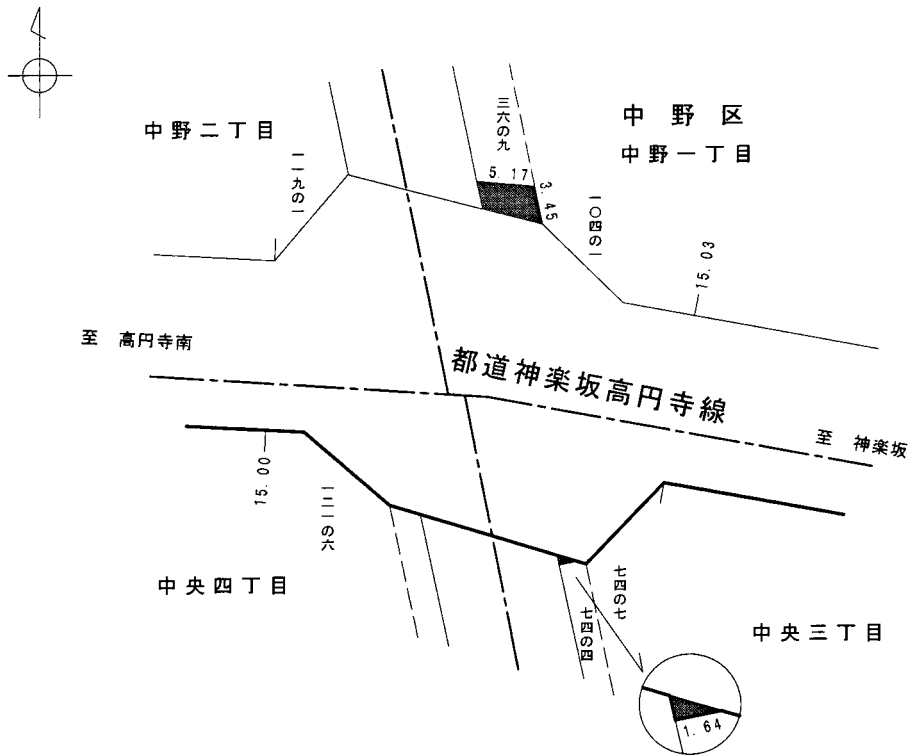
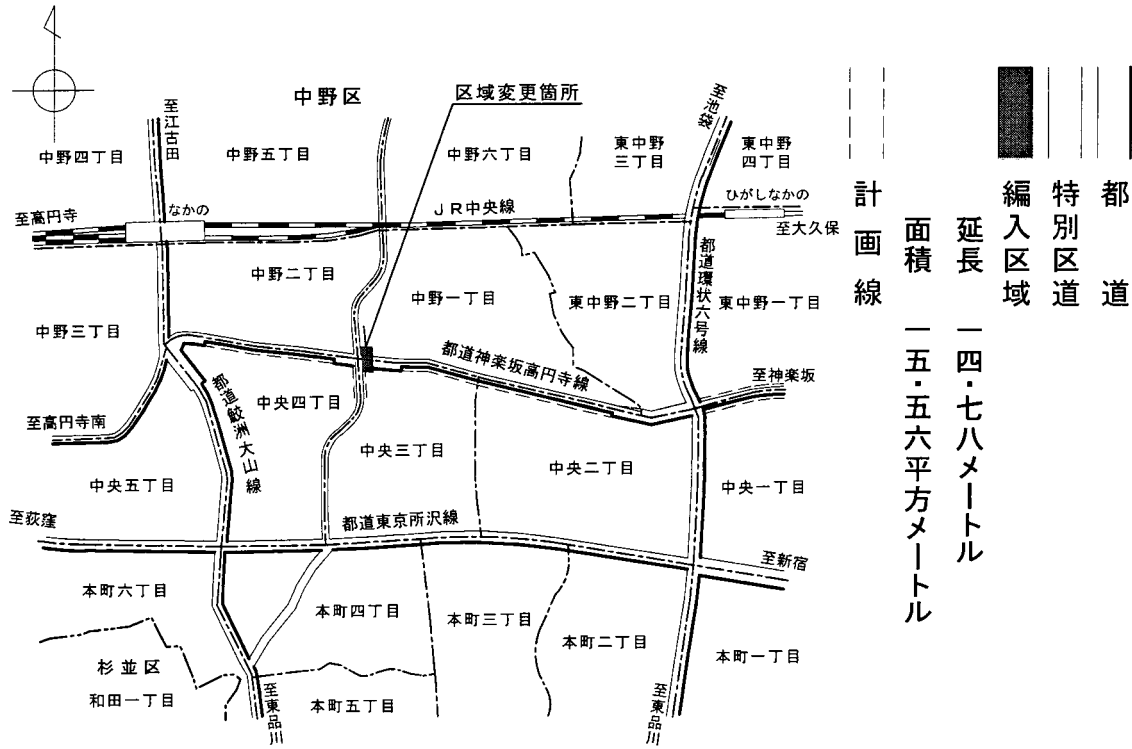
その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から起算し
 て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
 する。

平成二十八年十一月十一日

一 路線名	東京都知事	小 池	百合子
二 変更の区間	神楽坂高円寺	中野区中央三丁目七十四番四地先から同 区中野一丁目三十六番九地先まで	
三 変更の概要	別図表示のとおり		

別図

都道神楽坂高円寺線区域変更略図
中野区中央三丁目〜中野一丁目



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エナジー本舗

三 代表者の氏名

三枝 美樹夫

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木五丁目十番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として障害者および高齢者等が地域社会で自立した生活を営めるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、障害者・高齢者の地域生活・自立支援に関する事業、精神保健福祉の啓発に関する事業、精神保健福祉に関するホームページの設置・出版物の発行などの広報事業、障害者総合支援

法に基づく特定相談支援事業を行うことで、障害者および高齢者の福祉を推進し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター

2 1

三 代表者の氏名

伊藤 道雄

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本駒込二丁目十二番十三号 アジア文化会館内

五 定款に記載された目的

この法人は、アジアの経済的貧困に苦しむ人々および社会的に排除された人々を支援し、この法人と同じ目的を持つ人々そして団体間の協働を促進し、人々が共に生きるアジアの地域社会づくりを推進する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリアサポート研究会

三 代表者の氏名

田中 義信

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区野方二丁目二十番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」・「自立」をモットーとし、大学を始めとする教育機関、キャリア支援に関わる様々な団体、企業、専門家、行政との協働、連携を進める。「人」、「地域」、「社会」との結びつきを大切にし、キャリアコンサルタントや主旨に賛同する方、企業、非営利組織、協同組合と共に、社会に出て活躍できる学生の成長を応援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人映像産業振興機構

三 代表者の氏名

松谷 孝征

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地四丁目一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、優良な映像コンテンツ作品に係る創作、事業化、内外市場への提供を支援することを通じて、映画、放送番組、アニメーション、ゲーム、音楽等が国の映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするために、関係企業・団体・職能者組織の協力と政府、地方公

共同体による政策・施策を有機的に組み合わせ、教育機関と連携した人材育成支援、作品の制作支援、起業支援、内外の市場開拓などに関する事業を行い、映像コンテンツ産業の発展を通じて日本経済の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青梅わかば福祉会

三 代表者の氏名

中住 孝典

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市大門二丁目二百六十一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、心の病を持つ障害者に、労働の場・憩いの場を提供し、社会適応訓練のプログラムを通じて、相互に援助しあいながら、社会参加を目指す。また、障害者が暮しやすい地域社会を築くため、精神病に対する理解と偏見をなくす啓発活動を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マザーリーズ

三 代表者の氏名

石井 真理

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前六丁目二十八番九号 東部ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、訪問型保育サービス等の提供に関する事業、調査研究、情報提供及び人材育成に関する事業等を通じて子育て支援を行い、すべての人が安心して子どもを育てることができるとする社会を目指し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京里山開拓団

三 代表者の氏名

堀崎 茂

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区代沢五丁目二十三番六号

五 定款に記載された目的

この活動組織は、児童養護施設で生活する子どもたちをはじめ支援を必要とする人々とともに、荒れた山林の開拓および自然の恵みを活用することを通じて、社会福祉と環境保全に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

ポルテポルタ千住

二 店舗所在地

足立区千住橋戸町一番地十三ほか

三 設置者名

三菱地所株式会社

四 設置者住所

千代田区大手町一丁目六番一号

五 変更前の小売業者

株式会社クロスカンパニーほか二の氏名又は名称 十四名

六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ストライプインターナシ ヨナルほか二十四名
七 変更日	平成二十八年十月三日ほか
八 届出日	平成二十八年十月二十七日
九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）
十 縦覧期間	平成二十八年十一月十一日から平 成二十九年三月十一日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 （平成元年東京都条例第十号）に 定める休日を除く。
十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。